

データ利活用による歯科検診推進事業に係る委託業務仕様書（案）

本仕様書は、長野県知事 阿部 守一（以下「委託者」という。）が実施する、データ利活用による歯科検診推進事業（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務の名称

データ利活用による歯科検診推進事業

2 目的

長野県民の定期的に歯科検診を受けている人の割合は、全国平均を下回っている（県 33%、全国平均 53%）。また、県において、データヘルスにおける歯科関連のデータ分析を行った実績はない。

そのため、本県の市町村国保被保険者を対象として、国保データベース（KDB）システムを活用して口腔と全身の相関関係等の分析を行い、歯科検診受診の重要性を周知啓発するための基礎資料とするとともに、国民皆歯科検診に向けて、より効率的・効果的な歯科検診受診推進の対策を検討する。

3 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

4 事業概要

過去5年分の国保データベース（KDB）システムに含まれる歯科レセプトのデータと医療、健康診査及び介護に関するデータ（以下「データ等」という。）を用いて口腔と全身の相関関係等の傾向を統計的に分析する。

併せて、分析結果等をもとに、有識者会議を開催し、歯科検診事業に関する効果・課題を整理するとともに、分析方法や分析結果の活用法等について、市町村を対象とした研修会等を開催する。

5 業務内容及びスケジュール

本事業の実施にあたっては、受託した事業者（以下、「受託者」という。）は本業務を長野県健康福祉部健康増進課（以下、「担当課」という。）と調整の上、進めること。

(1) データ分析の実施

ア データ等の受け渡し

分析対象は、データ等の提供に同意した全ての市町村分とし、データ等の管理主体である長野県国民健康保険団体連合会から別表1により、データ等の提供を受けるものとする。ただし、引き渡し時に別途、受託者によるデータ等の匿名化処理が必要であることから、その費用は本業務の見積額に含めること。また、匿名化が必要なデータ項目及び匿名化手法については、作業前に長野県国民健康保険団体連合会へ受託者より説明を実施して合意を得たうえで、データ等の受け渡しを実施すること。

また、提供に当たっては、長野県及び長野県国民健康保険団体連合会との間で役割分担及び個人情報取扱い等を定めた協定を締結すること。

なお、個人情報の取扱いについては、本業務の委託者と受託者が取り交わす契約書第20条の個

個人情報の保護に関する規定と同等以上の規定を定めること。

別表 1

データ種別	突合CSVデータ
分析対象	医療（歯科、服薬含む）、特定健診・後期高齢者健康診査、介護
取得単位	1か月
保有データ	5か年
突合キー	KDB個人番号
ファイル形式	CSV
文字コード	選択可能※1

※1 Shift-JIS、UTF-8（BOMあり・なし）、Unicode

イ データ等の分析

長野県の死因上位である脳血管疾患等課題を把握した上で、データ等を用いて、市町村の歯科医療費に関する傾向や歯周病と関連する疾患の併発性などについて相関分析を行う。また、関連疾病の糖尿病については治療中の対象者だけではなく、令和4年度の「市町村国保糖尿病治療中断者支援事業に係る委託業務仕様書」で実施した条件と同様の糖尿病の治療中断者も対象とし、口腔や糖尿病重症化状況等についても相関分析することで、歯科検診受診の重要性を周知啓発するための基礎資料とする。

分析対象期間は、平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（以下「分析期間」という。）のデータ等とし、以下の手順により実施すること。

- 1) 別表2に記載している①～⑦の分析を行うこと。
- 2) 別表2に記載している④の糖尿病については、令和4年度の「市町村国保糖尿病治療中断者支援事業に係る委託業務仕様書」で示した分析条件である3)以降に記載の条件で分析すること。
- 3) 分析期間に糖尿病の確定傷病名に基づく治療及び服薬（以下「治療等」という。）を受けている者を特定すること。ただし、1型糖尿病等※2、生活習慣に起因しないものは除外すること。

※2 ICD10コード E10x、E13x

- 4) 3) で特定した者のうち、治療等が6か月以上中断している者を特定すること。なお、中断の影響を正確に評価できる期間を確保するため、中断の判断をする時点を分析期間の中で適切に設定すること。糖尿病については「市町村国保糖尿病治療中断者支援事業に係る委託業務仕様書」の分析項目も参考とすること。なお、分析期間内に、国民健康保険から後期高齢者医療保険へ移行した者については、後期高齢者医療保険のデータを併せて分析すること。

別表 2

分析項目	分析内容
① 歯科医療費等の状況	県内市町村別に歯科医療費等状況※を経年比較し、基礎分析すること。 (※例：定期的な歯科口腔清掃、摂食機能療法、著しく歯科診療が困難な患者の診療、歯科訪問診療等)
② 脳血管疾患との相関	脳血管疾患（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血）と歯科医療費等を経年比較し、の相関関係を分析すること。
③ 誤嚥性肺炎との相関	誤嚥性肺炎と歯科医療費、入院回数や医療費等を経年比較し、相関関係を分析すること。
④ 糖尿病との相関	糖尿病と歯科医療費、医療費等を経年比較し、相関関係を分析すること。 なお、合併症については医療・服薬レセプト等を基に、糖尿病合併症の発症状況の有無と、有の場合、合併症診断名、発症時期等を分析すること。
⑤ 特定健診結果との相関	特定健診結果を分析し、口腔に関する質問回答と歯科医療費等との相関関係を分析する。
⑥ 2次医療圏域別のまとめ	①～⑤までの状況について、長野県全体と2次医療圏域ごとに取りまとめること。また、市町村単位にもデータベースとして集計すること。
⑦ その他	①～⑤までの分析のほかに、本業務の目的に合致すると思われる分析をすること。例) 要介護（要支援）の状態や給付費との統計的關係 等

(2) 分析結果の活用・展開

ア データ利活用による歯科検診推進検討会議の開催運営

分析結果を踏まえて、データ利活用による歯科検診推進検討会議（以下、「関係者会議」という。）を会議方式により開催し、意見のとりまとめを行うこと。

受託者は、2名以上の人員でその運営を行い、関係者会議の構成員の旅費、謝金の支出、会議日程の調整、会議資料の作成など会議運営に係る庶務全般を行うこと。担当課と日程は、開催予定日の20日前までに調整すること。

関係者会議の構成員は、長野県、長野県国民健康保険団体連合会、長野県後期高齢者医療広域連合、市町村、長野県歯科医師会、学術有識者等において、歯科に関するKDBデータ分析の経験を有する者、歯科保健医療に関する研究に従事した経験のある者等のうちから、担当課が指定する6名程度とする。

開催時期については、担当課と調整の上、決定し、令和6年3月上旬までを目途に2回程度（1回の会議は2時間程度）実施すること。開催場所は担当課と調整の上、受託者が長野市内に確保すること。ただし、事前に担当課と相談の上、オンラインで委員会を開催する場合については必ずしもこの限りではない。この場合において、オンラインで開催するための手段等の確保は受託者が行うこととし、その準備に当たっては事前に各委員及び担当課と十分に調整を行い、円滑な実施に努めること。また、会場借料については、本契約から支払うものとする。

関係者会議において、5（1）の分析結果を報告し、以下の内容を検討すること。

- 1) 分析結果の妥当性（追加分析・再分析すべき項目）
- 2) 分析結果を歯科検診事業へ活用・展開させる方策および得られる効果等

- 3) 国民皆歯科健診に向けて、市町村が行う歯科検診事業の円滑な運営・データ管理に必要な体制整備・環境整備
- 4) その他、効率的・効果的な歯科検診受診推進の対策等

イ 市町村を対象とした研修会の開催運営

市町村国保被保険者へ歯科検診を推進する際に受診効果を科学的根拠として示せるよう、市町村を対象とした研修会を開催し、データ分析方法等を解説する。また、自治体が類似の取組を行う際に課題となりうることや、課題への対応として考えられること等を意見交換する。

受託者は、2名以上の人員でその運営を行い、会場確保、資料作成、印刷の他、参加者の確認、講師に係る謝金及び旅費の支給手続き等、開催に関する事務のすべてを行うこと。

研修会議は、集合形式又はオンライン形式で実施するものとする。また、集合形式とオンライン形式の組合せによる実施でも差し支えない。なお、集合形式で実施する場合は、長野市内（最寄駅から徒歩10分以内の会場とすることが望ましい）で開催することとし、集合形式のみで実施する場合は市町村（100名程度）の職員が参加できるような規模の会場を確保すること。なお、会場借料については、本契約から支払うものとする。

ただし、謝金及び旅費については、講師のみ支払うものとし、市町村職員等には発生しない。

研修会の内容及び資料については、担当課と協議・調整の上、決定すること。

なお、研修会の開催については、報告書等の作成進捗状況等に鑑み、担当課との協議によって5（1）の分析に関する動画等の作成を以て代えることもできることとする。

ウ 分析報告書の作成

5（1）による分析結果を報告書として全県及び二次医療圏ごとに取りまとめること。（様式任意。報告書の内容は必須項目全ての分析結果を網羅していること。）

なお、報告書は原則A4カラーとし、電子データで提出すること。

また、市町村ごとの分析結果の電子データを併せて提出すること。

(3) 翌年度事業への引継ぎ

令和5年度事業の結果によっては、翌年度さらに事業を継続又は本事業と関連する別の事業を行う可能性がある。その場合、本調達受託者は本事業の実績等引継ぎが必要な事項を記載した書面を作成すること。なお、書面については、契約期間内に担当課の承認を得ること。

(参考：スケジュールイメージ)

区分	R5.4	5	6	7	8	9	10	11	12	R6.1	2	3
データ分析	委託契約	データの入手	データの分析			再分析						
結果の活用・展開					会議①		会議②	報告書案作成	市町村研修会	予備(会議③)		報告書完成、展開

6 委託料に含まれる経費

対象経費は、委託業務を実施するために要する人件費（報酬、共済費、給料、職員手当等）、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、備品購入費、使用料及び賃借料とする。

なお、5（1）アに規定するデータ等の匿名化処理に係る経費及び8（3）に定める再委託に係る経費は、事前に委託者と協議をした上で委託費としての支出を認めるものとするが、本業務の見積書徴取時の金額より実績額が下回った場合は、実績額に併せて契約金額を変更するものとする。

7 委託業務実績報告書等（成果品）の提出

業務実績の報告として、以下の書類及び電子データを、担当課に令和6年3月29日（金）までに提出すること。

- (1) 委託業務実績報告書（委託契約書第7条関係様式第1号）
- (2) 実施した業務内容をまとめた業務報告書（様式任意。5（2）ウで定める分析報告書含む。）
- (3) 事業収支決算書（様式任意）

8 その他留意事項

(1) 関連事業者との役割分担

本業務を実施するために必要となる関係機関（担当課、地方公共団体等）との連絡調整を行うこと。

(2) 知的財産等

ア 本調達に係り作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラム類の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）は、受託者が本調達の従前から権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ提案書にて権利譲渡不可と担当課に提示したもの以外、全て長野県に帰属するものとする。また、担当課は、納入された当該プログラムの複製物を、著作権法第47条の3の規定に基づき、複製、翻案すること及び当該作業を第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託し、当該者に行わせることができるものとする。

イ 本調達に係り発生した権利については、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

ウ 本調達に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受託者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。

エ 本調達に係り作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラム類等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合は、事前に担当課へ報告し、承認を得ること。

オ 本調達に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら担当課の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、担当課は係る紛争の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずる。

(3) 再委託

ア 受託者は、業務の全部又は業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に再委託することはできない。ただし、業務の一部を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができる。業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した「再委託に係る承認申請書」（様式任意）を担当課に提出し、承認を受けること。

イ 受託者は、機密保持、知的財産等に関して本仕様書が定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、担当課に報告し、承認を得ること。

ウ 第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。

エ 契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則、契約額の1/2未満とすること。

（4）機密保持

ア 受託者は、本業務で知り得た情報を適切に管理するため、次に掲げる体制を確保し、当該体制を確保していることを証明するため、担当課に対し「情報取扱者名簿」（当該業務に従事する者のうち、保護を要する情報を取り扱う可能性のある者の名簿をいう。業務の一部を再委託する場合は再委託先も含む。）、「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図、情報管理に関する社内規則等）」（業務の一部を再委託する場合は再委託先も含む。）及び「業務従事者名簿」（当該業務に従事する者の名簿をいう。）を提出すること。

（確保すべき体制）

- ・ 情報取扱者は、本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。
- ・ 受託者が本業務で知り得た情報について、担当課が承認した場合を除き、受託者の役員等を含め、情報取扱者名簿に記載のある者以外の者に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。
- ・ 受託者が本業務で知り得た情報について、担当課が承認した場合を除き、受託者の親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受託者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含め、受託者以外の者に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

※「情報取扱者名簿」には、情報管理責任者（当該業務の情報取扱いの全てに責任を有する者）、情報取扱管理者（当該業務の進捗管理等を行い、保護を要する情報を取り扱う可能性のある者）、その他 保護を要する情報を取り扱う可能性のある者について、氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等を、業務の一部を再委託する場合は再委託先も含めて、記載すること。

※「業務従事者名簿」には、当該業務に従事する者について、氏名、所属部署、役職等を記載すること。

イ 受託者は、アの「情報取扱者名簿」、「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図、情報管理に関する社内規則等）」及び「業務従事者名簿」に変更がある場合は、予め担当課に申請を行い、承認を得なければならないこと。

ウ 受託者は、受託業務の過程で担当課が開示した情報（公知の情報を除く。以下、同じ。）及び受託者が作成した情報を、本調達の目的以外に使用又は第三者（受託者の親会社、地域統括会社、

ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受託者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含め）に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。

エ 受託者は、本調達を実施するに当たり、担当課から入手した資料等について管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。

- ・複製はしないこと。
- ・用務に必要がなくなり次第、速やかに担当課に返却すること。
- ・受託業務完了後、上記アに記載される情報を削除又は返却し、受託者において当該情報を保持しないことを制約する旨の書類を担当課へ提出すること。

(5) 遵守事項

ア 「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、個人情報の保護について十分注意するとともに、長野県情報セキュリティポリシー（基本方針）に沿った情報セキュリティ対策を講じることにより、漏洩対策等を確実に実施すること。また、(4)ウのとおり、本業務の実施に関して知り得た個人情報の内容を目的外に使用し、また、第三者に提供してはならない。委託業務終了後も同様とする。

イ 担当課へ提出する電子ファイルは事前にウイルスチェック等を行い、悪意のあるソフトウェア等が混入していないことを確認すること。

ウ 受託者は、受託業務の実施において、民法、刑法、統計法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等の関連する法令等を遵守すること。

(6) その他

ア 業務の実施にあたっては、委託者と協議の上詳細を決定し、進捗状況を綿密に委託者に報告すること。また、スケジュール等を明らかにした事業計画書（様式任意）を作成し、委託者の承認を得ること。

イ やむを得ない事情により本調達仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ申し出の上、担当課の承認を得ること。

ウ 本仕様書に明示なき事項又は業務に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により業務を進めること。

エ 業務の実施にあたっては、仕様書の記載内容に限らず、より良い施策がある場合には提案すること。